



N o. 地相 96

## 領 収 書

令和 2年 1月 23日

株式会社河本総合防災 殿

金 100,000 円也

但し 相模原市令和元年台風第19号災害義援金として

上記金額正に預かりました。

相模原市中央区中央2-11-15  
相模原市長 本村 賢太郎



お預かりした義援金はその全額を被災者の皆様にお届けいたします。

(注) この預り証をもって、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号の「国又は地方公共団体に対する寄付金」並びに地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号の「都道府県、市町村又は特別区に対する寄付金」に該当することの証明としてお使いいただけますので、大切に保管してください。

担当者





No. 00163

## 預り証

令和2年1月23日

株式会社 河本総合防災 様

金 1 5 0 , 0 0 0 円也

但し 平成28年熊本地震災害義援金として

上記金額正に預かりました。

相模原市中央区中央2-11-15

相模原市長 本村 賢太郎



この義援金は、市で一括して被災地に送金させていただきます。

(注)この預り証をもって、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号の「国又は地方公共団体に対する寄付金」並びに地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号の「都道府県、市町村又は特別区に対する寄付金」に該当することの証明としてお使いいただけますので、大切に保管してください。

担当者





No. 00915

預り証

令和2年1月23日

株式会社 河本総合防災

様

金 413,287 円也

但し 東日本大震災義援金として

上記金額正に預かりました。

相模原市中央区中央2-11-15

相模原市長 本村 賢太郎



この義援金は、市で一括し、日本赤十字社神奈川支部を通じて被災地に送金させていただきます。

(注)この預り証をもって、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号の「国又は地方公共団体に対する寄付金」並びに地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号の「都道府県、市町村又は特別区に対する寄付金」に該当することの証明としてお使いいただけますので、大切に保管してください。

担当者



謹 啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます  
このたびは、令和元年台風第19号災害の発生に際し、お  
心のこもった義援金をお寄せいただき、深く感謝申し上げま  
す。

報道等でご存知のとおり、本災害により相模原市緑区各所  
で土砂崩れや川の氾濫が発生し、市民の日常生活や企業活動  
に甚大な被害を受けました。

貴社からの貴重なご支援は、被災された方々にとりまして、  
大きな励みになるものであり、お寄せいただいた義援金は、  
被災された方々へ確実にお届けさせていただきます。

相模原市といたしましては、被災された方々が一日も早く  
被災前の日常を取り戻すことができるよう市民と職員が一  
体となって生活再建支援に力を注いでまいります。

このたびのご厚情に対しまして、略儀ながら書中をもちま  
してお礼申し上げますとともに、貴社のますますのご発展を  
心からお祈り申し上げます。

謹 白

令和2年1月

相模原市長

本村 賢太郎



## 前 略

平素から、本市行政に格別なる御尽力を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、この度は、平成28年熊本地震の被災地に対しまして、多額の義援金をお寄せいただき誠にありがとうございました。このあたたかいお気持ちは、責任をもって被災地にお渡しいたします。また、被災地の一刻も早い復興を願い、支援していく所存であります。

今後とも、御支援賜りますようお願い申し上げますとともに、略儀ながら書面をもって、お礼申し上げます。

なお、義援金の集計状況につきましては、市のホームページ等を利用して御報告させていただきます。

草々

令和 2年 1月

相模原市長 本村 賢太郎

## 前 略

平素から、本市行政に格別なる御尽力を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、この度は、東日本大震災の被災地に対しまして、多額の義援金をお寄せいただき誠にありがとうございました。このあたたかいお気持ちは、日本赤十字社を通じて被災地にお渡しいたします。また、被災地の復興を願い、支援していく所存であります。

今後とも、御支援賜りますようお願い申し上げますとともに、略儀ながら書面をもって、お礼申し上げます。

なお、義援金の集計状況につきましては、市のホームページ等を利用してご報告させていただきます。

草々

令和 2年 1月

相模原市長 本村 賢太郎